

議第25号

山形県国際交流センターの指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県国際交流センター
- 2 指定をしようとする団体 山形市城南町一丁目1番1号
公益財団法人山形県国際交流協会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

山形県国際交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第26号

山形県産業創造支援センターの指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県産業創造支援センター
- 2 指定をしようとする団体 山形市城南町一丁目1番1号
公益財団法人やまがた産業支援機構
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

山形県産業創造支援センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。